【1986 年 1 月 24 日】国民年金制度の改正について（諮問書、要綱）
年金審議会

昭和 61 年 1 月 24 日

年金審議会
会長　福武　直　殿

厚生大臣　今井　勇

諮問書

国民年金制度を別添のとおり改正することについて、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 6 条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

国民年金法改正案要綱

第 1　改正の目的

昨今の社会経済情勢にかんがみ、老齢福祉年金の額の引上げ、所得制限の改定等を行うことを目的とする。

第 2　改度の要点

1　年金額の引上げ

老齢福祉年金の額を 318,000 円（月額 26,500 円）から 326,400 円（月額 27,200 円）に引き上げること。ただし、扶養義務者等の所得が 6 人世帯で年収 600 万円以上 876 万円未満であるときは、38,400 円（月額 3,200 円）を支給停止し、288,000 円（月額 24,000 円）を支給すること。

2　所得制限限度額の改定

受給権者の所得による支給制限の限度額を、夫婦世帯である場合、老齢福祉年金については年収 256.8 万円から 261.6 万円に、障害福祉年金から裁定替えされる障害基礎年金については年収 346.8 万円から 360 万円に、それぞれ引き上げること。

3　公的年金との併給限度額の改定

公的年金と老齢福祉年金との併給限度額を 532,000 円から 558,000 円に引き上げること。

第 3　施行期日

この改正は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行すること。ただし、所得制限限度額の改定については、昭和 61 年 8 月 1 日から施行すること。